

農林水産省環境報告書(2025)

～ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ～

農林水産省

はじめに

農林水産省では、環境に配慮した取組として、農林水産省庁舎における省エネルギーやリサイクル、木材の利用等を推進しています。

本報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）（環境配慮促進法）に基づき、農林水産省が公表する環境配慮等の状況についての報告書です。

農林水産省の環境配慮等の状況について

1 農林水産省における温室効果ガス排出量削減への取組

農林水産省は、2025年9月に「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下、「農林水産省実施計画」）を策定して、日常の業務等におけるCO₂排出削減及び省エネルギー・省資源の取組を推進しています。

同計画では、温室効果ガスの総排出量を、2013年度を基準として2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標としています。

また、以下の項目のとおり、温室効果ガス排出量を削減する目標のほか、2030年度までの個別対策に関する目標を定めています。

目標項目	2030年度までの目標	2024年度実績 (速報値)
温室効果ガス排出量 ^{注1)}	2013年度比で 50%削減 (22,738tCO ₂)	2013年度比で 40.8%削減 (26,916tCO ₂)
公用車に占める電動車の割合 ^{注2)}	100%	22.1%
再生可能エネルギー電力の調達割合	60%	26.5%
LED照明の導入割合	100%	53.4%
太陽光発電の導入量 ^{注3)}	約50%以上	12.4%
新築建築物のZEB化 ^{注4)}	新築の平均で ZEBReady相当	ZEB Ready相当1件、 ZEB Oriented相当4件

注1) 調整後排出係数により算出

注2) 代替可能な電動車がない場合等を除く

注3) 設置可能な建築物（敷地含む。）の件数をベースとする。

注4) 新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上

2 グリーン購入の推進

農林水産省は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）に基づき、物品を調達する場合には、できる限り環境への負荷の少ない製品を調達するとともに、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品やバイオマス製品などを積極的に調達しています。

2024 年度は、機能・性能上の必要性や基準を満たす調達ができなかった物品等の一部品目を除き、概ね調達目標を達成しました。

詳しくは、以下 URL を御覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_torikumi/index.html

3 グリーン契約の推進

農林水産省は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）（環境配慮契約法）に基づき、電力の供給を受ける契約（裾切り方式）、自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）、省エネルギー改修事業に係る契約（ESCO 事業）など、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を締結しています。

詳しくは、以下 URL を御覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_torikumi/index.html

4 農林水産省における木材利用拡大への取組

農林水産省では、2021 年に改正された、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）（通称：「都市（まち）の木造化推進法」）に基づき、「農林水産省木材利用推進計画」を策定し、農林水産省や関係する独立行政法人が整備する施設、補助事業を活用して整備する施設、公共土木工事、調達備品等における木材利用に取り組んでいます。また、この取組を政府全体に広げ、さらに、地方公共団体や民間企業、消費者まで浸透させる観点から、関係者に対しても積極的に働きかけています。

2024 年度における庁舎等の営繕における木造化・内装木質化・木製品の導入等の状況は、次のとおりです。

(1) 庁舎等の営繕における木造化・内装木質化

木造化 東北森林管理局津軽森林管理署相馬・岩木森林事務所他 23 施設
内装の木質化 北海道森林管理局檜山森林管理署奥尻森林事務所他 37 施設

(2) 木製品の導入（林野庁調べ）

木製の事務机・会議机・書棚	103 台
間伐材を使用したコピー用紙	約 184 百万枚
合法伐採木材等を使用した封筒	約 70 万枚

合法伐採木材等を使用した名刺用紙	約 106 万枚
合法伐採木材等を使用したフラットファイル	約 31 万枚
合法伐採木材等を使用したチューブファイル	約 3 万冊
合法伐採木材等を使用した印刷用紙	約 919 万部
間伐材を使用した飲料用紙製缶	約 7 千本



<p>木造化</p> <p>東北森林管理局津軽森林管理署 相馬・岩木森林事務所</p>	<p>内装木質化</p> <p>北海道森林管理局檜山森林管理署奥尻森林事務所</p>	<p>飲料用紙製缶 (カートカン)</p>
---	--	---------------------------

また、農林水産省では、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(2021年10月1日木材利用促進本部決定)に基づき、木材利用促進本部の関係省とも連携し、民間建築物を含む建築物一般での木材利用の取組に取り組んでいます。

5 環境政策の推進

農林水産省は、森林・農地等での吸収源対策や農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策など、地球温暖化を防止するための「緩和策」と、高温でも品質低下が起きにくい品種の開発など、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」を一体的に推進するとともに、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な農林水産業・食品産業を推進することにより、SDGs(持続可能な開発目標)へ貢献します。

持続可能な食料システムの構築に向け、農林水産省では2021年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な視点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における環境負荷低減とイノベーションの創出を推進しています。

また、2024年6月には、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)が改正され、環境と調和のとれた食料システムの確立が政策の柱として位置づけられました。さらに、これを受けて2025年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、2030年までを目途に集中的に推進すべき取組として、食料・農林水産業のGXへの投資の呼び込みや食料生産を脅かす気候変動への適応等を盛り込む「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて検討を進めました。

加えて、農林水産省の全ての補助事業や物品・役務の調達において、最低限行うべき環境負荷低減の取組を義務化することとし、2027年度からの本格実施を目標に、2024年度から試行実施しています。

(1) 地球温暖化対策

「農林水産省地球温暖化対策計画」（2025年4月改定）及び「農林水産省気候変動適応計画」（2023年8月改定）に基づき、省エネ設備の導入等による温室効果ガスの排出削減対策、森林・農地等での吸収源対策等の「緩和策」や、農作物等の生産量や品質の低下を軽減する適応技術や対応品種の研究開発、品種や品目の転換、気候変動がもたらす機会を活用する亜熱帯・熱帯果樹の新規導入などの「適応策」を推進しました。また、2025年5月には、我が国が有する食料安全保障に資する温室効果ガス（GHG）排出削減技術の海外展開を後押しするため、「農林水産分野 GHG 排出削減技術海外展開パッケージ（通称：ミドリ・インフィニティ）」を策定したほか、日 ASEAN みどり協力プランの推進等を通じた途上国での国際協力を実施しました。

詳しくは、以下 URL を御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/index.html>

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midori_infinity.html

(2) 生物多様性保全対策

2023年3月に「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、生産現場・農山漁村における生物多様性を重視した取組の強化に加え、食料・農林水産業のサプライチェーン全体での環境負荷低減の取組推進、生物多様性への理解と行動変容の促進などを総合的に推進しました。

詳しくは、以下 URL を御覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/c_bd/bds_maff/index.html

また、2025年4月に「地域生物多様性増進法」を施行しました（環境省、農林水産省、国土交通省の共管）。民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域である「自然共生サイト」相当の生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象に追加しました。同法の施行後、合計 255 箇所の自然共生サイトが認定されており（2025年12月末時点）、ネイチャーポジティブの実現に向けた民間等の活動を促進しています。

(3) 持続可能な生産消費の促進

持続可能な生産と消費を促進するため、2020年6月に「あふの環 2030 プロジェクト」を立ち上げ、生産者側と消費者側それぞれの取組を促進し、互いに意識・行動を変えていくことで、新たな市場創出を目指す取組を行いました。

詳しくは、以下 URL を御覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/sustainable2030.html

また、農産物の生産段階における温室効果ガス削減に貢献する取組を星の数でわかりやすくラベル表示する「見える化」を推進しています。対象品目は、2025年4月時点で、米、野菜、果実、いも類、茶の 24 品目で、米については、水田に

おける生物多様性保全の取組を評価し、温室効果ガス削減の貢献度合いと併せた表示が可能です。

「見える化」の取組は2024年3月に本格運用を開始し、同年6月にラベルの愛称を「みえるらべる」に決定しました。本格運用以降、様々な形で「見える化」の取組が広がっています。また、2025年3月にインバウンド需要への対応や輸出展開を見据え、英語版のみえるらべる（愛称：ChoiSTAR）を作成しました。

詳しくは、以下 URL を御覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanky/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html

そのほか、グリーン購入法に基づく、「環境物品等の調達に関する基本方針」において、2025年1月には、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物や有機農業により生産された農産物、又はこれらを原材料とする加工品の取扱いが、2026年2月には、環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理（GAP）から生産されたことが第三者によって確認された農産物、又はこれらを原材料とする加工品の取扱いが、食堂での調達基準に新たに位置付けられました。農林水産省としても、省内の食堂において環境に配慮して栽培された農産物が積極的に使用されるよう促してまいります。



「みえるらべる」表示の様子（米穀卸売）



「みえるらべる」表示の様子（ふるさと納税サイトでの特集ページ）



「みえるらべる」表示の様子（大阪の地域密着型スーパー）

6 災害備蓄用食料の有効活用による食品ロスの削減

農林水産省は、2019 年度より食品ロスを削減するため、更新時期を迎えた職員用の災害備蓄用食料を廃棄せず、フードバンク等へ無償提供等しています。

2024 年度（本省） 乾パン 1,040 缶、防災備蓄食 梅干し 200 袋 等

【参考】農林水産省の庁舎における環境配慮の取組例

1 太陽光発電による電気を本省庁舎で利用

2002 年 10 月に屋上に設置した太陽光発電設備（出力 28kW）で発電した電気を本省庁舎で使用しています。

2024 年度の太陽光発電設備の年間発電量は、21,572kWh となっています。



本省屋上を利用した太陽光発電

2 LED 照明の導入

本省庁舎の正面玄関のエントランスホールや事務室の一部に LED 照明を導入しました。

2024 年度末時点では、本省庁舎の照明のうち LED 照明の導入が約 97%となり、執務室の照明については、全て LED 照明に更新しました。

今後は機械室等のバックヤードの一部照明について LED 照明に更新する計画です。

3 電動車の導入

本省の公用車（代替可能ではない車を除く）として電動車を 57 台導入しています（電気自動車 1 台、ハイブリッド自動車 55 台、燃料電池車 1 台）。

4 執務室等における温暖化対策研修

2024 年度に全職員に対して、地球温暖化問題を再認識し、執務室等における各自の行動が環境に配慮したものになることを目的とした e ラーニング研修を実施しました。

本報告書は、1～4、6 及び参考の章は 2024 年度における環境配慮の状況の公表、「5 環境政策の推進」の章は 2024 年度及び 2025 年度における状況の公表となります。